

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 条 例

- 北九州市市税条例の一部を改正する条例【財政局税務部税制課】 3

◇ 告 示

- 特定有害物質によって汚染されている形質変更時要届出区域の指定【環境局環境監視部環境監視課】 13
- 収納事務の委託【環境局循環社会推進部業務課】 14

◇ 公 告

- 請負契約に係る一般競争入札の公告（3件）【技術監理局契約部契約課】 15

◇ 上下水道局

- 請負契約に係る一般競争入札の公告（3件）【上下水道局総務経営部総務課】 21

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市市税条例の一部を改正する条例

地方税法等の一部改正に伴い、関係規定を改めることにしました。

主な改正内容は、次のとおりです。

1 個人市民税

(1) 児童扶養手当の支給を受けている父又は母のうち、婚姻をしていない者又は配偶者の生死が明らかでない者で、前年の合計所得金額が135万円以下のものを、非課税措置の対象に加えることにしました。

(2) 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金に係る寄附金税額控除について、総務大臣が指定する都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金のみを、特例控除額の控除対象とすることにしました。

2 固定資産税

離島振興対策実施地域内において、平成31年4月1日から令和3年3月31日までの間に、旅館業等の用に供するため新設され、又は増設された一定の要件を満たす家屋等に対する固定資産税を、免除することにしました。

3 軽自動車税

(1) 令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した三輪以上の自家用乗用車に対する環境性能割の税率の特例等を定めることにしました。

(2) 平成31年4月1日から令和3年3月31日までの間に初めて車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車で一定の排出ガス性能及び燃費性能の要件を満たすものについて、車両の性能に応じ、車両番号の指定の翌年度の種別割の税率を軽減することにしました。

(3) 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に初めて車両番号の指定を受けた電気軽自動車及び一定の排出ガス性能を備えた天然ガス軽自動車のうち、三輪以上の自家用乗用車について、車両番号の指定の翌年度の種別割の税率を軽減することにしました。

この条例は、1(1)については令和3年1月1日から、1(2)については令和元年6月1日から、2については同年5月31日から、3(1)及び(2)については同年10月1日から、3(3)については令和3年4月1日から施行することにしました。

北九州市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年5月31日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第1号

北九州市市税条例の一部を改正する条例

北九州市市税条例（昭和38年北九州市条例第85号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項第2号中「又は寡夫」を「、寡夫又は単身児童扶養者」に改める。

第22条の3第1項各号列記以外の部分中「第1号に掲げる寄附金」を「法第314条の7第2項の特例控除対象寄附金（以下この条並びに付則第7条の4及び第7条の6第1項において「特例控除対象寄附金」という。）」に、「寄附金の額の合計額が」を「特例控除対象寄附金の額の合計額が」に改め、同項第1号中「特別区」の次に「（次項において「都道府県等」という。）」を加え、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項各号列記以外の部分中「前項」を「第1項」に、「同項第1号に掲げる寄附金」を「特例控除対象寄附金」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の場合において、特例控除対象寄附金であるかどうかの判定は、所得割の納税義務者が同項第1号に掲げる寄附金を支出した時に当該寄附金を受領した都道府県等が法第314条の7第2項の規定による指定をされているかどうかにより行うものとする。

第26条中第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 第1項又は第4項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第190条の規定の適用を受けたものを有する者で区内に住所を有するものが、第1項の申告書を提出するときは、法第317条の2第1項各号に掲げる事項のうち同条第6項の総務省令で定めるものについては、同項の総務省令で定める記載によることができる。

第27条の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「市内」を「区内」に改め、同項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

（3） 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨第27条の2第2項中「市内」を「区内」に改める。

第27条の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「第203条の5第1項」を「第203条

の6第1項」に改め、「ならない者」の次に「又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける者であつて、扶養親族（法第314条の2第1項第11号の控除対象扶養親族を除く。）を有する者若しくは単身児童扶養者である者」を加え、「市内」を「区内」に、「同項の」を「所得税法第203条の6第1項に規定する」に改め、「規定する公的年金等」の次に「（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）」を加え、同項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

（3） 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第27条の3第2項中「第203条の5第2項」を「第203条の6第2項」に改め、同条第4項中「第203条の5第5項」を「第203条の6第6項」に改める。

第28条第1項中「によつて」を「により」に、「同条第6項」を「同条第7項」に、「第7項」を「第8項」に、「においては」を「には」に改める。

付則第7条の4各号列記以外の部分中「同条第2項第2号」を「同条第3項第2号」に、「第22条の3第2項」を「第22条の3第3項」に、「同条第1項第1号に掲げる寄附金」を「特例控除対象寄附金」に改め、同条第1号及び第2号中「第22条の3第2項第1号の表」を「第22条の3第3項第1号の表」に改める。

付則第7条の5中「平成50年度」を「令和20年度」に、「及び第2項」を「及び第3項」に、「第22条の3第2項第1号の表」を「第22条の3第3項第1号の表」に改める。

付則第7条の6第1項中「第22条の3第1項第1号に掲げる寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「第2項」を「第3項」に改め、同条第2項中「第22条の3第2項」を「第22条の3第3項」に改める。

付則第15条の2各号列記以外の部分中「付則第15条の8」を「付則第15条の10」に改め、同条第10号中「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に改め、同条第11号中「認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に改め、同条第12号中「第5条第4項第5号」を「第5条第4項第5号イ」に、「認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に、「関する地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「関する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に改め、同条に次の2号を加える。

(14) 離島振興対策実施地域 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域をいう。

(15) 特別償却設備 離島振興法第20条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成5年自治省令第1号。付則第15条の9において「省令」という。）第2条第1号イに規定する特別償却設備をいう。

付則第15条の7第1項各号列記以外の部分中「平成32年3月31日」を「令和4年3月31日」に、「、地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に、「認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に改める。

付則第15条の8第3号中「第7条各号」を「第8条各号」に改め、同条の次に次の2条を加える。

（離島振興対策実施地域内に新設及び増設をされた特定の家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地に係る固定資産税の課税免除）

第15条の9 平成31年4月1日から令和3年3月31日までの間に離島振興対策実施地域内において旅館業（下宿営業を除く。）又は省令第1条第4号の事業の用に供するため新設され、又は増設された特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（平成31年4月1日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対しては、第42条第1項の規定にかかわらず、当該家屋又は償却資産に対して新たに固定資産税を課すべき年度から3年度分の固定資産税に限り、これを課さない。

（付則第15条の9の規定による固定資産税の課税免除の適用を受けようとする者がすべき申告）

第15条の10 前条に規定する土地、家屋又は償却資産（以下この条において「対象資産」という。）について、同条の規定の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に市長が必要と認める書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）並びに法人にあつては、その代表者の氏名

(2) 対象資産の取得年月日及び取得価額並びに土地にあつては当該土地

の所在、地番及び面積、家屋にあっては当該家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積、償却資産にあっては当該償却資産の名称、所在、種類、減価償却開始年月日及び耐用年数

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

付則第17条の3第3項第2号及び第17条の4第3項第2号中「同条第2項」を「同条第3項」に改める。

付則第20条中「、第48項若しくは第49項」を「若しくは第48項から第50項まで」に改める。

付則第21条第3項第2号、第22条第5項第2号、第23条第2項第2号及び第24条の2第2項第2号中「同条第2項」を「同条第3項」に改める。

付則第27条の6第2項中「ついては」の次に「、当分の間」を加え、同条に次の1項を加え、同条を付則第27条の7とする。

3 自家用の三輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第64条の6第2号及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。

付則第27条の5を付則第27条の6とし、付則第27条の4を付則第27条の5とし、付則第27条の3を付則第27条の4とし、付則第27条の2に次の3項を加え、同条を付則第27条の3とする。

2 福岡県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が法第446条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）又は法第451条第1項若しくは第2項（これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

3 福岡県知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを付則第27条の5の規定により読み替えられた第64条の8第1項に規定する納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又

はその一般承継人を当該不足額に係る三輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。

- 4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

付則第27条の次に次の1条を加える。

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第27条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる三輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間(付則第27条の7第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第64条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

付則第28条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第2項中「平成29年4月1日から平成30年3月31日まで」を「平成31年4月1日から令和2年3月31日まで」に、「平成30年度分の軽自動車税」を「令和2年度分の軽自動車税の種別割」に、「平成30年4月1日から平成31年3月31日まで」を「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」に、「平成31年度分の軽自動車税」を「令和3年度分の軽自動車税の種別割」に改め、同条第3項中「規定する三輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるのものに限る。次項において同じ。)」を「掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。)のうち三輪以上のもの」に、「当該軽自動車」が平成29年4月1日から平成30年3月31日まで」を「当該ガソリン軽自動車」が平成31年4月1日から令和2年3月31日まで」に、「平成30年度分の軽自動車税」を「令和2年度分の軽自動車税の種別割」に、「当該軽自動車」が平成30年4月1日から平成31年3月31日まで」を「当該ガソリン軽自動車」が令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」に、「平成31年度分の軽自動車税」を「令和3年度分の軽自動車税の種別割」に改め、同条第4項中「規定する三輪以上の軽自動車」を「掲げるガソリン軽自動車のうち三輪以上のもの」に、「当該軽自動車」が平成29年4月1日から平成30年3月31日まで」を「当該ガソリン軽自動車」が平成31年4月1日から令和2年3月31日まで」に、「平成30年度分の軽自動車税」を「令和2年度分の軽自動車」

車税の種別割」に、「当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日まで」を「当該ガソリン軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」に、「平成31年度分の軽自動車税」を「令和3年度分の軽自動車税の種別割」に改め、同条に次の1項を加える。

5 法附則第30条第2項に掲げる三輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第66条の規定の適用については、当該軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

付則第29条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第1項中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「第4項」を「第5項」に改め、同条第2項中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「の納期限」を「に規定する納期限」に改め、同条第3項中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第4項中「付則第28条の2第2項」を「付則第29条第2項」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加える。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第27条の2第1項各号列記以外の部分及び同条第2項の改正規定並びに第27条の3第1項各号列記以外の部分の改正規定（「市内」を「区内」に改める部分に限る。）並びに付則第15条の2各号列記以外の部分及び同条第10号から第12号までの改正規定、同条に2号を加える改正規定、付則第15条の7第1項各号列記以外の部分及び第15条の8第3号の改正規定、同条の次に2条を加える改正規定並びに付則第29条第4項の改正規定（「付則第28条の2第2項」を「付則第29条第2項」に改める部分に限る。）並びに付則第3条の規定 公布の日

(2) 第22条の3第1項各号列記以外の部分及び同項第1号の改正規定、同条第3項を同条第4項とする改正規定、同条第2項各号列記以外の部分の改正規定並びに同項を同条第3項とし、同条第1項の次に1項を加える改正規定並びに付則第7条の4各号列記以外の部分、同条第1号及び第2号、第7条の5、第7条の6第1項及び第2項、第17条の3第3項第2号、第17条の4第3項第2号、第20条、第21条第3項第2号、第

22条第5項第2号、第23条第2項第2号並びに第24条の2第2項第2号の改正規定並びに次条第1項から第3項まで及び付則第5条の規定
令和元年6月1日

(3) 付則第27条の6第2項の改正規定、同条に1項を加え、同条を付則第27条の7とする改正規定、付則第27条の5を付則第27条の6とし、付則第27条の4を付則第27条の5とし、付則第27条の3を付則第27条の4とする改正規定、付則第27条の2に3項を加え、同条を付則第27条の3とする改正規定、付則第27条の次に1条を加える改正規定、付則第28条の見出し、同条第2項、同条第3項、同条第4項及び付則第29条の見出しの改正規定、同条第1項の改正規定（「第4項」を「第5項」に改める部分を除く。）、同条第2項及び第3項の改正規定並びに同条第4項の改正規定（「付則第28条の2第2項」を「付則第29条第2項」に改める部分を除く。）並びに付則第4条第1項及び第2項の規定
令和元年10月1日

(4) 第26条中第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に1項を加える改正規定、第27条の2の見出しの改正規定、同条第1項中第3号を第4号とし、第2号の次に1号を加える改正規定、第27条の3の見出しの改正規定、同条第1項各号列記以外の部分の改正規定（「市内」を「区内」に改める部分を除く。）、同項中第3号を第4号とし、第2号の次に1号を加える改正規定並びに同条第2項及び第4項並びに第28条第1項の改正規定並びに次条第4項から第6項までの規定
令和2年1月1日

(5) 第12条第1項第2号の改正規定及び次条第7項の規定
令和3年1月1日

(6) 付則第28条に1項を加える改正規定及び付則第29条第1項の改正規定（「第4項」を「第5項」に改める部分に限る。）並びに付則第4条第3項の規定
令和3年4月1日

（個人の市民税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、前条第2号に掲げる規定による改正後の北九州市市税条例（次項、第3項及び付則第5条において「令和元年6月新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成31年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 令和元年6月新条例第22条の3第1項及び第3項並びに付則第7条の4及び第7条の6第1項の規定の適用については、令和2年度分の個人の市民

税に限り、次の表の左欄に掲げる令和元年6月新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第22条の3第1項	を支出し、当該特例控除対象寄附金	又は第1号に掲げる寄附金（令和元年6月1日前に支出したものに限り。）を支出し、これらの寄附金
第22条の3第3項	特例控除対象寄附金の額	特例控除対象寄附金の額及び同項第1号に掲げる寄附金（令和元年6月1日前に支出したものに限り。）の額
付則第7条の4	特例控除対象寄附金の額	特例控除対象寄附金の額及び同条第1項第1号に掲げる寄附金（令和元年6月1日前に支出したものに限り。）の額
付則第7条の6第1項	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は第22条の3第1項第1号に掲げる寄附金（令和元年6月1日前に支出したものに限り。）
	送付	送付又は地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号）附則第13条第7項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第1条の規定による改正前の地方税法附則第7条第12項の規定による同条第8項に規定する申告特例通知書の送付

3 令和元年6月新条例第22条の3第2項の規定は、個人の市民税の所得割の納税義務者が付則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に支出する令

和元年6月新条例第22条の3第1項第1号に掲げる寄附金について適用する。

4 前条第4号に掲げる規定による改正後の北九州市市税条例（次項及び第6項において「令和2年新条例」という。）第26条第5項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に令和2年度以後の年度分の同条第1項の申告書を提出する場合について適用し、同日前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に平成31年度分までの同項の申告書を提出する場合については、なお従前の例による。

5 令和2年新条例第27条の2第1項（第3号に係る部分に限る。）の規定は、前条第4号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき令和2年新条例第26条第1項に規定する給与について提出する令和2年新条例第27条の2第1項及び第2項に規定する申告書について適用する。

6 令和2年新条例第27条の3第1項の規定は、前条第4号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第6号）第1条の規定による改正後の所得税法（昭和40年法律第33号。以下この項において「新所得税法」という。）第203条の6第1項に規定する公的年金等（新所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する令和2年新条例第27条の3第1項に規定する申告書について適用する。

7 前条第5号に掲げる規定による改正後の北九州市市税条例第12条第1項第2号の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 付則第1条第1号に掲げる規定による改正後の北九州市市税条例付則第15条の2各号列記以外の部分並びに同条第14号及び第15号並びに付則第15条の9及び第15条の10の規定は、令和2年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成31年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 付則第1条第3号に掲げる規定による改正後の北九州市市税条例（次項において「令和元年10月新条例」という。）の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 令和元年10月新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和2年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。

3 付則第1条第6号に掲げる規定による改正後の北九州市市税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第5条 令和元年6月新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成31年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

北九州市告示第41号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、次の土地を特定有害物質によって汚染されている形質変更時要届出区域に指定することについて、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。また、この告示により指定する形質変更時要届出区域に係る同法第15条第1項に規定する台帳は、北九州市環境局環境監視部環境監視課及び北九州市立文書館に備え付ける。

令和元年6月5日

北九州市長 北 橋 健 治

1 指定する形質変更時要届出区域

北九州市若松区北湊町13番1及び13番4の各一部並びに13番6及び13番56

2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

六価クロム化合物、鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物

3 土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

六価クロム化合物、鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物

4 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第58条第5項第10号から第13号までの該当性

土壤汚染対策法施行規則第58条第5項第12号（埋立地管理区域）に該当

北九州市告示第42号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、し尿処理手数料の収納事務を次のとおり委託した。

令和元年6月5日

北九州市長 北橋健治

受託者		委託期間
名称	住所	
一般社団法人北九州市環境保全協会	北九州市若松区南二島五丁目1番16号	平成31年4月1日から令和元年6月30日まで

北九州市公告第71号

次の工事について、一般競争入札により請負契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和元年6月5日

北九州市長 北橋健治

1 工事概要	工事名	城山緑地アーチェリー場新築工事
	工事場所	北九州市八幡西区屋敷二丁目
	工事内容	アーチェリー場の新築工事
	工期	請負契約締結の日から令和2年2月14日まで
	予定価格	7,170万円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
	総合評価落札方式	適用しない。
2 競争入札参加資格（次のいずれにも該当する者であること。）	登録	建設工事有資格業者名簿（注1）に記載され、有資格業者としての資格を有していること。
	登録工種	建築工事（希望順位が第1順位であること。）
	等級（注2）	A又はB
	許可	建築工事業について特定建設業の許可を受けていること。
	所在地	本店又は主たる営業所（注3）が北九州市若松区内、八幡東区内、八幡西区内又は戸畑区内にあること。
	実績	平成26年度以降、北九州市（上下水道局、交通局及び公営競技局を含む。以下「本市」という。）が発注した予定価格200万円を超える額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の建築工事（軽微な工事（注4）を除く。）について、単体又は共同企業体の構成員として指名の実績（一般競争入札で参加資格有りと認めたものを含む。）又は契約の実績があること。
手持工事等	技術者	Aランク業者については予定価格6,000万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の、Bランク業者については予定価格1,500万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の本市が発注した建築工事で令和元年6月3日から本件開札日までの間に開札するものの落札者（共同企業体の構成員を含む。）でないこと。
	その他	本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
	場所	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
3 契約条項を示す場所及び期間	期間	この公告の日から本件開札日まで（注5）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで
4 競争参加資格確認申請書の提出期間	(1) この公告の日から令和元年6月10日まで（注5）の毎日午前9時から午後4時30分まで (2) 令和元年6月11日 午前9時から正午まで	
5 入札書の受付期間	(1) 令和元年6月20日及び同月21日 午前9時から午後7時まで (2) 令和元年6月24日 午前9時から午後4時30分まで	
6 開札の場所及び日時	場所 北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課 日時 令和元年6月25日 午前9時	
7 入札及び契約に関する条件	最低制限価格	設ける。
	入札保証金	免除する。 契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第2号のいずれかに該当する場合は、免除する。
8 入札の無効	次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。 (1) この公告に示した競争参加資格のない者のした入札 (2) 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札 (3) 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札 (4) 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札	
9 その他	(1) この工事に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。 (2) 入札説明書に定める期間中に仕様書等の交付を受けない者又は北九州市電子入札システムの利用者登録を完了していない者は、この入札に参加することができない。 (3) この公告に関する問合せ先は、北九州市技術監理局契約部契約課（電話 093-582-2256）とする。	
注1 北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号）第7条第1項に規定する有資格業者名簿をいう。		
注2 建設工事有資格業者名簿に記載されている工種ごとの等級をいう。		
注3 建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第6条に規定する主たる営業所をいう。		
注4 北九州市工事執行規則（昭和49年北九州市規則第77号）第18条の規定による軽微な工事をいう。		

注5 この公告第3項及び第4項に規定する期間内に、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、令和元年10月22日及び12月30日から翌年の1月3日までの日が含まれる場合、それらの日を除く。

北九州市公告第72号

次の工事について、一般競争入札により請負契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和元年6月5日

北九州市長 北橋健治

1 工事概要	工事名	八幡西勤労青少年ホーム改修電気工事
	工事場所	北九州市八幡西区南鷹見町6番1号
	工事内容	勤労青少年ホームの改修電気工事
	工期	請負契約締結の日から令和2年1月31日まで
	予定価格	1,863万円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
	総合評価落札方式	適用しない。
2 競争入札参加資格（次のいずれにも該当する者であること。）	登録	建設工事有資格業者名簿（注1）に記載され、有資格業者としての資格を有していること。
	登録工種	電気工事（希望順位が第1順位であること。）
	等級（注2）	A又はB
	許可	電気工事業について特定建設業の許可又は一般建設業の許可を受けていること。
	所在地	本店又は主たる営業所（注3）が北九州市若松区内、八幡東区内、八幡西区内又は戸畑区内にあること。
	実績	平成26年度以降、北九州市（上下水道局、交通局及び公営競技局を含む。以下「本市」という。）が発注した予定価格200万円を超える額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の電気工事（信号機若しくは電気計装設備に係る工事又は軽微な工事（注4）を除く。）について、単体又は共同企業体の構成員として指名の実績（一般競争入札で参加資格有りと認めたものを含む。）又は契約の実績があること。
	手持工事等	（1） 競争参加資格確認申請書の提出期限の日において、Aランク業者については予定価格1,200万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の、Bランク業者については予定価格200万円を超える額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の本市が発注した電気工事（信号機若しくは電気計装設備に係る工事又は軽微な工事（注4）を除く。）を単体又は共同企業体の構成員として施工中でないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 ア 北九州市技術監理局契約部が優良業者認定基準に基づき認定した電気工事の優良業者であるとき。 イ 工事の施工の一時中止（注5）に係る通知を受けている場合において、当該工事中止期間中であるとき。 ウ 当該施工中の工事について、賃金又は物価等の変動に基づく契約金額の変更（注6）を協議（注7）するため工期を延長した場合において、競争参加資格確認申請書の提出期限の日が当該工期の延長に係る期間中のものであるとき。 （2） Aランク業者については予定価格1,200万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の、Bランク業者については予定価格200万円を超える額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の本市が発注した電気工事（信号機若しくは電気計装設備に係る工事又は軽微な工事（注4）を除く。）で令和元年6月3日から本件開札日までの間に開札するものの落札者（共同企業体の構成員を含む。）でないこと。
技術者	この工事に係る監理技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係（入札を行った日において雇用関係が3箇月以上経過していることをいう。以下同じ。）にある者に限る。）又は主任技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。）を配置することができること。	
その他	本市から指名停止を受けている期間中でないこと。	
3 契約条項を示す場所及び期間	場所	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
	期間	この公告の日から本件開札日まで（注8）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで
4 入札の中止	この工事に関連する「八幡西勤労青少年ホーム改修工事」が入札不成立となった場合は、この工事の入札を中止する。	
5 競争参加資格確認申請書の提出期間	（1） この公告の日から令和元年6月10日まで（注8）の毎日午前9時から午後4時30分まで （2） 令和元年6月11日 午前9時から正午まで	
6 入札書の受付期間	（1） 令和元年6月20日及び同月21日 午前9時から午後7時まで （2） 令和元年6月24日 午前9時から午後4時30分まで	
7 開札の場所及び日時	場所	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
	日時	令和元年6月25日 午前9時16分

8 入札及び契約に関する条件	最低制限価格	設ける。
	入札保証金	免除する。
	契約保証金	契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第2号のいずれかに該当する場合は、免除する。
9 入札の無効	次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。 (1) この公告に示した競争参加資格のない者のした入札 (2) 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札 (3) 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札 (4) 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札	
10 その他	(1) この工事に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。 (2) 入札説明書に定める期間中に仕様書等の交付を受けない者又は北九州市電子入札システムの利用者登録を完了していない者は、この入札に参加することができない。 (3) この工事は、現場代理人の兼任を認める要件に該当すれば、他の工事と重複して現場代理人となることができる工事である。兼任を認める要件については、北九州市技術監理局契約部ホームページに掲載した「現場代理人の常駐義務緩和に関する取扱要領」を参照すること。 (4) この公告に関する問合せ先は、北九州市技術監理局契約部契約課（電話 093-582-2256）とする。	
注1 北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号）第7条第1項に規定する有資格業者名簿をいう。		
注2 建設工事に有資格業者名簿に記載されている工種ごとの等級をいう。		
注3 建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第6条に規定する主たる営業所をいう。		
注4 北九州市工事執行規則（昭和49年北九州市規則第77号）第18条の規定による軽微な工事をいう。		
注5 北九州市工事請負契約約款第20条（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第20条、公営競技局が発注した工事にあつては北九州市公営競技局工事請負契約約款第20条）に規定する工事の施工の一時中止をいう。		
注6 北九州市工事請負契約約款第25条第5項及び第6項（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第25条第5項及び第6項、公営競技局が発注した工事にあつては北九州市公営競技局工事請負契約約款第25条第5項及び第6項）に規定する契約金額の変更をいう。		
注7 北九州市工事請負契約約款第25条第7項（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第25条第7項、公営競技局が発注した工事にあつては北九州市公営競技局工事請負契約約款第25条第7項）に規定する協議をいう。		
注8 この公告第3項及び第5項に規定する期間内に、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、令和元年10月22日及び12月30日から翌年の1月3日までの日が含まれる場合、それらの日を除く。		

北九州市公告第73号

次の工事について、一般競争入札により請負契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和元年6月5日

北九州市長 北橋 健治

1 工事概要	工事名	鹿喰トンネル他（新門司港大里線）トンネル照明LED化工事
	工事場所	北九州市門司区大字畑ほか
	工事内容	トンネル内照明のLED化工事
	工期	請負契約締結の日から令和2年1月31日まで
	予定価格	4,845万円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
	総合評価落札方式	適用しない。
2 競争入札参加資格（次のいずれにも該当する者であること。）	登録	建設工事業有資格業者名簿（注1）に記載され、有資格業者としての資格を有していること。
	登録工種	電気工事（希望順位が第1順位であること。）
	等級（注2）	A
	許可	電気工事業について特定建設業の許可又は一般建設業の許可を受けていること。
	所在地	本店又は主たる営業所（注3）が北九州市内にあること。
	実績	平成26年度以降、北九州市（上下水道局、交通局及び公営競技局を含む。以下「本市」という。）が発注した予定価格200万円を超える額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の電気工事（信号機若しくは電気計装設備に係る工事又は軽微な工事（注4）を除く。）について、単体又は共同企業体の構成員として指名の実績（一般競争入札で参加資格有りと認めたものを含む。）又は契約の実績があること。
手持工事等	<p>(1) 競争参加資格確認申請書の提出期限の日において、本市が発注した予定価格1,200万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の電気工事（信号機又は電気計装設備に係る工事を除く。）を単体又は共同企業体の構成員として施工中でないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>ア 北九州市技術監理局契約部が優良業者認定基準に基づき認定した電気工事の優良業者であるとき。</p> <p>イ 工事の施工の一時中止（注5）に係る通知を受けている場合において、当該工事中止期間中であるとき。</p> <p>ウ 当該施工中の工事について、賃金又は物価等の変動に基づく契約金額の変更（注6）を協議（注7）するため工期を延長した場合において、競争参加資格確認申請書の提出期限の日が当該工期の延長に係る期間中のものであるとき。</p> <p>(2) 本市が発注した予定価格1,200万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の電気工事（信号機又は電気計装設備に係る工事を除く。）で令和元年6月3日から本件開札日までの間に開札するものの落札者（共同企業体の構成員を含む。）でないこと。</p>	
	技術者	この工事に係る監理技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係（入札を行った日において雇用関係が3箇月以上経過していることをいう。以下同じ。）にある者に限る。）又は主任技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。）を専任で配置することができること。
	その他	本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
3 契約条項を示す場所及び期間	場所	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
	期間	この公告の日から本件開札日まで（注8）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで
4 競争参加資格確認申請書の提出期間	<p>(1) この公告の日から令和元年6月10日まで（注8）の毎日午前9時から午後4時30分まで</p> <p>(2) 令和元年6月11日 午前9時から正午まで</p>	
5 入札書の受付期間	<p>(1) 令和元年6月20日及び同月21日 午前9時から午後7時まで</p> <p>(2) 令和元年6月24日 午前9時から午後4時30分まで</p>	
	開札の場所及び日時	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課 令和元年6月25日 午前9時8分
7 入札及び契約に関する条件	最低制限価格	設ける。
	入札保証金	免除する。
契約保証金	契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第2号のいずれかに該当する場合は、免除する。	

8 入札の無効	<p>次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。</p> <p>(1) この公告に示した競争参加資格のない者のした入札</p> <p>(2) 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札</p> <p>(3) 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札</p> <p>(4) 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札</p>
9 その他	<p>(1) この工事に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。</p> <p>(2) 入札説明書に定める期間中に仕様書等の交付を受けない者又は北九州市電子入札システムの利用者登録を完了していない者は、この入札に参加することができない。</p> <p>(3) この公告に関する問合せ先は、北九州市技術監理局契約部契約課（電話 093-582-2256）とする。</p>
<p>注1 北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号）第7条第1項に規定する有資格業者名簿をいう。</p> <p>注2 建設工事有資格業者名簿に記載されている工種ごとの等級をいう。</p> <p>注3 建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第6条に規定する主たる営業所をいう。</p> <p>注4 北九州市工事執行規則（昭和49年北九州市規則第77号）第18条の規定による軽微な工事をいう。</p> <p>注5 北九州市工事請負契約約款第20条（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第20条、公営競技局が発注した工事にあつては北九州市公営競技局工事請負契約約款第20条）に規定する工事の施工の一時中止をいう。</p> <p>注6 北九州市工事請負契約約款第25条第5項及び第6項（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第25条第5項及び第6項、公営競技局が発注した工事にあつては北九州市公営競技局工事請負契約約款第25条第5項及び第6項）に規定する契約金額の変更をいう。</p> <p>注7 北九州市工事請負契約約款第25条第7項（上下水道局が発注した工事にあつては北九州市上下水道局工事請負契約約款第25条第7項、公営競技局が発注した工事にあつては北九州市公営競技局工事請負契約約款第25条第7項）に規定する協議をいう。</p> <p>注8 この公告第3項及び第4項に規定する期間内に、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、令和元年10月22日及び12月30日から翌年の1月3日までの日が含まれる場合、それらの日を除く。</p>	

北九州市上下水道局公告第12号

次の工事について、一般競争入札により請負契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市上下水道局契約規程（昭和39年北九州市水道局管理規程第25号。以下「契約規程」という。）において準用する北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和元年6月5日

北九州市上下水道局長 中西満信

1 工事概要	工事名	下曾根三丁目配水管布設替工事
	工事場所	北九州市小倉南区下曾根三丁目地内
	工事内容	鑄鉄管据付工 内径75ミリメートル 450メートル ほか
	工期	請負契約締結の日から250日間
	予定価格	5,875万円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
	総合評価落札方式	適用しない。
2 競争入札参加資格（次のいずれにも該当する者であること。）	登録	建設工事業有資格業者名簿（注1）に記載され、有資格業者としての資格を有していること。
	登録工種	水道施設工事（希望順位を問わない。）
	等級（注2）	A
	許可	水道施設工事業について特定建設業の許可を受けていること。
	所在地	本店又は主たる営業所（注3）が北九州市内にあること。
	実績	平成26年度以降、北九州市（上下水道局、交通局及び公営競技局を含む。以下「本市」という。）が発注した予定価格200万円を超える額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の水道施設工事又は土木工事（軽微な工事（注4）を除く。）について、単体又は共同企業体の構成員として指名の実績（一般競争入札で参加資格有りと認めたものを含む。）又は契約の実績があること。
手持工事等	本市が発注した予定価格2,500万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の水道施設工事（管更生工事、軌道工事及び本市が指定した特殊工事を除く。）で令和元年6月3日から本件開札日までの間に開札するものの落札者（共同企業体の構成員を含む。）でないこと。	
技術者	この工事に係る監理技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係（入札を行った日において雇用関係が3箇月以上経過していることをいう。）にある者に限る。）を専任で配置することができること。	
その他	本市から指名停止を受けている期間中でないこと。	
3 契約条項を示す場所及び期間	場所	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
	期間	この公告の日から本件開札日まで（注5）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで
4 競争参加資格確認申請書の提出期間	(1) この公告の日から令和元年6月10日まで（注5）の毎日午前9時から午後4時30分まで (2) 令和元年6月11日 午前9時から正午まで	
5 入札書の受付期間	(1) 令和元年6月20日及び同月21日 午前9時から午後7時まで	
	(2) 令和元年6月24日 午前9時から午後4時30分まで	
6 開札の場所及び日時	場所	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
	日時	令和元年6月25日 午前9時35分
7 入札及び契約に関する条件	最低制限価格	設ける。
	入札保証金	免除する。
	契約保証金	契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規程において準用する契約規則第25条第7項第1号又は第2号のいずれかに該当する場合は、免除する。
8 入札の無効	次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。 (1) この公告に示した競争参加資格のない者のした入札 (2) 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札 (3) 契約規程において準用する契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札 (4) 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札	
9 その他	(1) この工事に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。 (2) 入札説明書に定める期間中に仕様書等の交付を受けない者又は北九州市電子入札システムの利用者登録を完了していない者は、この入札に参加することができない。 (3) この公告に関する問合せ先は、北九州市技術監理局契約部契約課（電話 093-582-2256）とする。	
注1 北九州市上下水道局建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成6年北九州市水道局管理規程第8号）第2条において準用する北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号）第7条第1項に規定する有資格業者名簿をいう。 注2 建設工事業有資格業者名簿に記載されている工種ごとの等級をいう。 注3 建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第6条に規定する主たる営業所をいう。 注4 北九州市工事執行規則（昭和49年北九州市規則第77号）第18条の規定による軽微な工事をいう。		

注5 この公告第3項及び第4項に規定する期間内に、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、令和元年10月22日及び12月30日から翌年の1月3日までの日が含まれる場合、それらの日を除く。

北九州市上下水道局公告第13号

次の工事について、一般競争入札により請負契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市上下水道局契約規程（昭和39年北九州市水道局管理規程第25号。以下「契約規程」という。）において準用する北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和元年6月5日

北九州市上下水道局長 中西満信

1 工事概要	工事名	京町三丁目他配水管布設替工事
	工事場所	北九州市小倉北区京町三丁目地内ほか
	工事内容	鑄鉄管据付工 内径75ミリメートル 25.1メートル ほか
	工期	請負契約締結の日から145日間
	予定価格	3,284万円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
	総合評価落札方式	適用しない。
2 競争入札参加資格（次のいずれにも該当する者であること。）	登録	建設工事業有資格業者名簿（注1）に記載され、有資格業者としての資格を有していること。
	登録工種	水道施設工事（希望順位を問わない。）
	等級（注2）	A
	許可	水道施設工事業について特定建設業の許可又は一般建設業の許可を受けていること。
	所在地	本店又は主たる営業所（注3）が北九州市内にあること。
	実績	平成26年度以降、北九州市（上下水道局、交通局及び公営競技局を含む。以下「本市」という。）が発注した予定価格200万円を超える額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の水道施設工事又は土木工事（軽微な工事（注4）を除く。）について、単体又は共同企業体の構成員として指名の実績（一般競争入札で参加資格有りと認めたものを含む。）又は契約の実績があること。
	手持工事等	本市が発注した予定価格2,500万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の水道施設工事（管更生工事、軌道工事及び本市が指定した特殊工事を除く。）で令和元年6月3日から本件開札日までの間に開札するものの落札者（共同企業体の構成員を含む。）でないこと。
技術者	この工事に係る監理技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係（入札を行った日において雇用関係が3箇月以上経過していることをいう。以下同じ。）にある者に限る。）又は主任技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。）を専任で配置することができること。	
その他	本市から指名停止を受けている期間中でないこと。	
3 契約条項を示す場所及び期間	場所	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
	期間	この公告の日から本件開札日まで（注5）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで
4 競争参加資格確認申請書の提出期間	(1) この公告の日から令和元年6月10日まで（注5）の毎日午前9時から午後4時30分まで (2) 令和元年6月11日 午前9時から正午まで	
5 入札書の受付期間	(1) 令和元年6月20日及び同月21日 午前9時から午後7時まで	
	(2) 令和元年6月24日 午前9時から午後4時30分まで	
6 開札の場所及び日時	場所	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
	日時	令和元年6月25日 午前9時40分
7 入札及び契約に関する条件	最低制限価格	設ける。
	入札保証金	免除する。
	契約保証金	契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規程において準用する契約規則第25条第7項第1号又は第2号のいずれかに該当する場合は、免除する。
8 入札の無効	次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。 (1) この公告に示した競争参加資格のない者のした入札 (2) 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札 (3) 契約規程において準用する契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札 (4) 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札	
9 その他	(1) この工事に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。 (2) 入札説明書に定める期間中に仕様書等の交付を受けない者又は北九州市電子入札システムの利用者登録を完了していない者は、この入札に参加することができない。 (3) この公告に関する問合せ先は、北九州市技術監理局契約部契約課（電話 093-582-2256）とする。	

注1 北九州市上下水道局建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成6年北九州市水道局管理規程第8号）第2条において準用する北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号）第7条第1項に規定する有資格業者名簿をいう。

注2 建設工事業有資格業者名簿に記載されている工種ごとの等級をいう。

注3 建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第6条に規定する主たる営業所をいう。

注4 北九州市工事執行規則（昭和49年北九州市規則第77号）第18条の規定による軽微な工事をいう。

注5 この公告第3項及び第4項に規定する期間内に、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、令和元年10月22日及び12月30日から翌年の1月3日までの日が含まれる場合、それらの日を除く。

北九州市上下水道局公告第14号

次の工事について、一般競争入札により請負契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市上下水道局契約規程（昭和39年北九州市水道局管理規程第25号。以下「契約規程」という。）において準用する北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和元年6月5日

北九州市上下水道局長 中西満信

1 工事概要	工事名	鴨生田三丁目他配水管布設替工事
	工事場所	北九州市若松区鴨生田三丁目地内ほか
	工事内容	鑄鉄管据付工 内径100ミリメートル 343.1メートル ほか
	工期	請負契約締結の日から145日間
	予定価格	2,965万円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
	総合評価落札方式	適用しない。
2 競争入札参加資格（次のいずれにも該当する者であること。）	登録	建設工事業有資格業者名簿（注1）に記載され、有資格業者としての資格を有していること。
	登録工種	水道施設工事（希望順位を問わない。）
	等級（注2）	A
	許可	水道施設工事業について特定建設業の許可又は一般建設業の許可を受けていること。
	所在地	本店又は主たる営業所（注3）が北九州市内にあること。
	実績	平成26年度以降、北九州市（上下水道局、交通局及び公営競技局を含む。以下「本市」という。）が発注した予定価格200万円を超える額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の水道施設工事又は土木工事（軽微な工事（注4）を除く。）について、単体又は共同企業体の構成員として指名の実績（一般競争入札で参加資格有りと認めたものを含む。）又は契約の実績があること。
	手持工事等	本市が発注した予定価格2,500万円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の水道施設工事（管更生工事、軌道工事及び本市が指定した特殊工事を除く。）で令和元年6月3日から本件開札日までの間に開札するものの落札者（共同企業体の構成員を含む。）でないこと。
技術者	この工事に係る監理技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係（入札を行った日において雇用関係が3箇月以上経過していることをいう。以下同じ。）にある者に限る。）又は主任技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。）を配置することができること。	
その他	本市から指名停止を受けている期間中でないこと。	
3 契約条項を示す場所及び期間	場所	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
	期間	この公告の日から本件開札日まで（注5）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで
4 競争参加資格確認申請書の提出期間	(1) この公告の日から令和元年6月10日まで（注5）の毎日午前9時から午後4時30分まで (2) 令和元年6月11日 午前9時から正午まで	
5 入札書の受付期間	(1) 令和元年6月20日及び同月21日 午前9時から午後7時まで	
	(2) 令和元年6月24日 午前9時から午後4時30分まで	
6 開札の場所及び日時	場所	北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市技術監理局契約部契約課
	日時	令和元年6月25日 午前9時45分
7 入札及び契約に関する条件	最低制限価格	設ける。
	入札保証金	免除する。
	契約保証金	契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規程において準用する契約規則第25条第7項第1号又は第2号のいずれかに該当する場合は、免除する。
8 入札の無効	次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。 (1) この公告に示した競争参加資格のない者のした入札 (2) 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札 (3) 契約規程において準用する契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札 (4) 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札	
9 その他	(1) この工事に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。 (2) 入札説明書に定める期間中に仕様書等の交付を受けない者又は北九州市電子入札システムの利用者登録を完了していない者は、この入札に参加することができない。 (3) この工事は、現場代理人の兼任を認める要件に該当すれば、他の工事と重複して現場代理人となることのできる工事である。兼任を認める要件については、北九州市技術監理局契約部ホームページに掲載した「現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱要領」を参照すること。 (4) この公告に関する問合せ先は、北九州市技術監理局契約部契約課（電話 093-582-2256）とする。	
注1 北九州市上下水道局建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成6年北九州市水道局管理規程第8号）第2条において準用する北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号）第7条第1項に規定する有資格業者名簿をいう。		

- 注2 建設工事有資格業者名簿に記載されている工種ごとの等級をいう。
- 注3 建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第6条に規定する主たる営業所をいう。
- 注4 北九州市工事執行規則（昭和49年北九州市規則第77号）第18条の規定による軽微な工事をいう。
- 注5 この公告第3項及び第4項に規定する期間内に、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、令和元年10月22日及び12月30日から翌年の1月3日までの日が含まれる場合、それらの日を除く。